

【eMAFF 申請】令和 8 年度の日 EU 経済連携協定に基づく関税割当品目【TRQ-23（バター、脱脂粉乳、粉乳、バターミルクパウダー及び加糖れん乳）】の 9 月申請（第 3 回申請）再受付について

eMAFF の不具合により、第 3 回申請は以下の日程で再受付を行います。

	申請ページの公開日時	申請開始日時
第 3 回申請	9 月 2 日（水）午前 0 時 00 分 00 秒	9 月 4 日（金）午前 0 時 00 分 00 秒

- ※ 申請ページ公開後、申請開始日までは、申請者は、新規申請の入力・修正、一時保存までができます。申請開始日以降に手続を提出（新規で入力して提出又は事前に一時保存しておいたものを提出）することが可能になります。
- ※ 申請ページで「申請」ボタンをクリックした後に修正が必要になった場合は、申請を取り下げて再申請する必要があります。この場合、再申請した日時が申請日時となります。